

佐賀女子短期大学 アセスメント・ポリシー(学習成果の評価の方針)

佐賀女子短期大学では、学校教育法第108条の規定に基づき、本学固有の教育目標、学習成果、および3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）のもと、機関レベル・教育課程レベル・科目レベルにおける学習成果を評価する。また、評価の過程で得られたデータを基に改善点を検討し、修正を加え、これを絶えず繰り返して個性豊かな教育とその質保証を持続的に展開し、短期大学としての使命を全うする。

＜学習成果評価票統計フォームを活用した学習成果の評価＞

本学では、学校教育法施行規則第165条の2の規定に基づき、教育目標、学習成果および3つのポリシーを、短期大学レベル、学科レベルおよびコースレベルに互いに関連づけて策定し、カリキュラム・ポリシーに則した授業科目を編成してコースのキャリア教育を展開する。また、コースレベルにおいて、「全ての科目」を「学習成果の評価を明確にするためにディプロマ・ポリシーのもとに定めた評価基準」と関連づけ、学生が学習を通して達成すべき知識、スキル、態度などを示したカリキュラム・マップ、およびそれらの到達度を示した学習成果ルーブリックを構築して学習成果の可視化を図り、コース毎・学期毎に面談評価を行って学生一人ひとりの学習成果を測定・数値化し、学習成果評価票統計フォームを活用して学習成果の獲得状況を継続的に分析・把握する。

＜「教育の質保証（教育改革サイクル：PDCAサイクル）」に活用する根拠資料＞

本学では、学習成果を評価していくために、以下に示すものを主な根拠資料として活用する。

1. 科目レベル

成績評価、学生による授業評価、教員相互授業見学による授業評価（授業改善報告書）

2. 機関レベル・教育課程レベル

学習成果評価票統計フォームを活用した学習成果の評価、GPA、単位取得状況、卒業要件達成状況、学籍移動、免許・資格等取得状況、進路状況、学外実習等評価、学生による本学の評価（学生生活満足度評価）、保護者による本学の評価、雇用者による本学卒業生の評価

＜「教育の質保証」の展開＞

本学では、学校教育法第109条の規定に基づき、目標とする学習成果の達成を継続的に実現していくために、自主的・自律的に取り組む「教育の質保証」を以下の通り展開する。

1. 科目レベルの PDCA サイクル

カリキュラム・マップを基に、授業科目とディプロマ・ポリシー／評価基準の関連性を反映したシラバスを作成し、授業の展開と成績評価を行う。また、科目レベルにおける根拠資料を基に、教員が主体的に科目毎の自己評価を行い、授業評価報告書を作成し、学習成果の評価向上を目指した授業方法、およびシラバスやカリキュラム・マップ等の改善を図る。

2. 教育課程レベルの PDCA サイクル

各コースにおいて、コースに所属する学生の学習成果を、機関レベル・教育課程レベルにおける根拠資料を基に、学年毎、月毎・学期毎・年度毎に状況に応じて評価し、改善に向けた取り組みを展開する。また、評価の結果等を基に、コースの評価基準やキャリア教育、カリキュラム・マップや学習成果ルーブリックを見直し、改定するとともに、教育目標、学習成果、3つのポリシー、および評価の手法等について改善検討を行う。

3. 各部署の PDCA サイクル

「教育の質保証」に特に関わる教務部や学生部、事務局等の各部署においては、年度初めに、学習成果の評価向上に寄与することを目的とする今年度の目標および活動計画を掲げ、学習成果の獲得が向上するように取り組む。また、年度末には活動成果、並びに次年度の目標および活動計画の案を検討して単年度の PDCA サイクルを展開する。

4. 機関レベルの PDCA サイクル

前各項の PDCA サイクルの結果を基に、学習成果の評価向上を目指した全学討議「教育カンファレンス」を年度末に展開し、学習成果の評価、および学習成果の改善に向けた全教職員による討論を実施するとともに、アセスメント・ポリシー、教育目標、学習成果、3つのポリシー、および評価の手法等について改善検討を行う。また、浮かび上がった改善点については、新年度に当該コース・部署等において適宜検討し、継続的な改善を遂行して教育の向上・充実につなげる。

以上

(公表日：令和 5 年 9 月 30 日)